

平成19年 2月 7日 制定（国空機第1163号）
平成23年 6月30日 一部改正（国空機第282号）
令和 3年 5月13日 一部改正（国空機第102号）
令和 3年 7月30日 一部改正（国空機第384号）
令和 4年 4月 1日 一部改正（国空機第1190号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：整備業務の管理を委託する航空運送事業者に対する事業場認定の運用指針

本サーキュラーは、航空法第113条の2 第1項の規定に基づき整備業務の管理の委託を行う航空運送事業者が、当該管理の委託に係る自社の航空機及び他の航空運送事業者が保有する航空機の整備に関する業務の一部を受託するため同法第20条第1項第4号の能力に係る認定（以下「認定」という。）を受けようとする場合であって、当該管理の委託に加えて認定に係る管理業務の設定についても委託することによりサーキュラーNo.2-001「事業場認定に関する一般方針」に規定されている指針に合致しない場合において、同サーキュラー第3項なお書きの規定に基づき認定を受けるにあたつての審査の運用指針を定めるものである。

1. 総則

(1) 航空法（以下「法」という。）第113条の2 第1項の規定に基づき整備業務の管理の委託を行う航空運送事業者（以下「管理委託者」という。）が、当該管理の委託に係る自社の航空機及び他の航空運送事業者が保有する航空機の整備に関する業務の一部を受託するため認定を受けようとする場合には、本サーキュラーの2.の基準を適用することができる。

なお、このサーキュラーに定めがない事項については、サーキュラーNo.2-001「事業場認定に関する一般方針」、No.4-004「整備規程審査要領及び整備規程審査実施要領細則」並びにNo.4-005「業務の管理の受委託の許可実施要領及び業務の管理の受委託の許可に係る運用指針」の規定を適用する。

(2) 当該基準は、管理委託者が下記①及び②に係る業務について認定を受けようとする場合であって、かつ、①については(a)、②については(b)に示す以下の要件等を満足す

るときに、本サーキュラーの2. の基準を適用できるものとする。

- ①当該管理の委託に係る自社の航空機の整備に関する業務の一部を当該管理を受託する者（以下「管理受託者」という。）から受託する場合
 - ②上記①に加え、他の航空運送事業者が法第113条の2第1項に基づき整備業務の管理について同じ管理受託者に委託を行っている場合であって、当該管理の委託に係る航空機の整備に関する業務の一部を管理受託者から受託する場合
- (a) 管理委託者が自社の航空機の整備に関する業務の一部を管理受託者から受託する場合の要件及び業務範囲
- I. 管理委託者及び管理受託者の経営並びに整備業務に係る意思決定が実質的に一体的に行われていると認められるものであること。
 - II. 管理委託者が認定の下に行う整備業務は、当該管理の委託に係る航空機（管理委託者の事業の用に供する航空機）の整備に関する業務であって、かつ、以下のa.及びb.のいずれにも該当するものであること。
 - a. 運航整備（A整備又はこれに相当する整備を除く。）及び運航整備に合わせて実施する特別点検（管理受託者の技術指令に基づくものに限る。）並びにこれに付随する不具合の修理（簡易な暫定修理以外の機体構造修理を除く。）又は保守
 - b. 航空法施行規則（以下「規則」という。）第5条の6の表に規定する一般的保守、軽微な修理、小修理又は大修理（航空機の騒音及び発動機の排出物に影響を及ぼさないものに限る。）の作業
- (b) 管理委託者が他社の航空機の整備に関する業務の一部を管理受託者から受託する場合の要件及び業務範囲
- I. 以下の要件を全て満足すること。
 - a. 管理委託者が1.(2)(a)による認定を受けていること。
 - b. 管理委託者は、自社の航空機と他の航空運送事業者の航空機に対して作成される作業指示書が同等であることを確認すること。
 - c. 管理委託者は管理受託者との間で、3.(3)の仕組みが維持・機能されることを契約その他の手段により確保すること。
 - II. 管理委託者が認定の下に行う整備業務の範囲は、1.(2)(a)Ⅱに準ずる。また、管理委託者が認定の下に行う整備業務は、1.(2)(a)による認定を受けている限定（航空機の型式、作業の区分、作業の内容等）の範囲内とする。ただし、管理委託者が1.(2)(a)及び本項による認定を既に受けている場合であって、退役等の理由により1.(2)(a)による自社における整備業務を取りやめる場合であっても、

本項による認定の下に行う整備業務を継続することができる。

2. 事業場認定を受けようとする管理委託者に対する基準

(1) 組織・人員

整備業務の管理体制については、当該事業場が実施する整備業務の管理の委託が行われることを考慮して、その組織を設け人員を配置することができる。

この場合、以下の2.(2)～(4)の業務を行うために必要な能力を有する者が適正な業務量の範囲内で配置されるものであり、かつ、その組織は、責任及び権限が適切に分担されるものでなければならない。

(2) 作業の実施方法の設定及び改訂

作業の実施方法（作業手順書、技術指令等）の設定及び改訂は、当該事業場又は管理受託者が実施することである。

(a) 作業の実施方法を管理受託者が設定・改訂する場合には、当該事業場は、当該作業の実施方法が適切であることを自ら確認すること。なお、当該確認に関する体制及び方法については、管理受託者から必要な技術支援を受けることを前提とすることができる。

(b) 作業の実施方法を当該事業場が自ら設定・改訂する場合には、これに必要な体制及び制度を有していること。また、管理受託者の整備規程に基づくマニュアルに明確に規定された範囲内である場合（作業手順書、技術指令等の発行又は変更を伴わないものに限る。）を除き、管理受託者の承認を受けること。

(3) 品質管理制度

当該事業場は、品質管理に関する業務の一部について管理受託者に委託する形態となっている場合には、当該業務の委託を考慮して品質管理の体制（組織、人員、施設・設備）及び制度を設けることができる。この場合であっても、以下の体制及び制度は保持しなければならない。

(a) 認定事業場における品質管理の統括管理

品質管理に関する業務の一部について管理受託者に委託する形態となっている場合であっても、認定業務に関する品質管理の責任は当該事業場が担うことから、当該事業場は委託した業務を含む品質管理全般について自ら統括管理すること。

(b) 施設の維持管理

- a. 当該事業場は、b.又はc.の場合を除き、業務の実施に当たって使用する施設・設備等を自ら適切に管理（維持管理、精度管理及び員数管理）すること。
- b. 精度管理が必要な計測機器等の校正作業を委託する場合には、管理受託者に委託するか又は管理受託者の承認の下で委託するものであること。この場合であ

っても、当該事業場は適切な精度が維持されていることを自ら確認しなければならない。

- c. 管理受託者から施設・設備等を借用する場合には、管理受託者による当該施設・設備等の管理が適切であることを当該事業場が自ら確認しなければならない。この場合には、借用時における個々の施設・設備等の領収検査は当該確認を前提としたものでよいが、借用後の管理は当該事業場が自ら実施しなければならない。

(c) 人員の教育及び訓練

- a. 教育訓練の実施状況の管理を含む資格管理は当該事業場が自ら実施すること。
b. 教育訓練を委託する場合は、管理受託者に委託すること。この場合であっても、当該事業場は当該教育訓練の内容が当該事業場における業務を実施するに当たって適切なものであることを自ら確認しなければならない。

(d) 技術資料の入手・管理及び運用

施設の維持管理、作業の実施、作業の実施方法の設定・改訂、教育訓練その他の当該事業場が業務を行うのに必要となる技術資料について、その入手及び配布を委託する場合には、管理受託者に委託すること。この場合であっても、当該事業場は、当該技術資料が適切なものであることを確認するとともに、入手後の管理及び運用については自ら実施しなければならない。

(e) 材料・部品・装備品等の領収検査及び管理

- a. 材料・部品・装備品等に対する領収検査は自ら実施すること。ただし、管理受託者からの支給品については、管理受託者による領収検査及び管理が適切であることを当該事業場は自ら確認する必要があるが、個々の支給品の領収検査は当該確認を前提としたものを実施すればよいものとする。
b. 材料・部品・装備品等の領収後の管理については自ら適切に実施すること。

(f) 航空機の受領検査、中間検査及び完成検査

航空機の受領検査、中間検査及び完成検査は自ら適切に実施すること。

(g) 工程管理

工程管理は自ら適切に実施すること。

(h) 委託管理

認定事業場に係る管理業務を管理受託者に委託している場合にあっては、当該事業場は、管理受託者の管理制度及び業務実施の状況が自らの認定業務を遂行する上で適切であることについて、監査等を通じて自ら管理すること。

この場合にあっては、管理受託者が認定事業場である場合であっても、委託先監査を省略することはできない。

なお、整備業務の管理の受託者に対して実施することが求められる監理（サーキュラーNo.4-005 「「業務の管理の受委託の許可実施要領」及び「業務の管理の受委

託の許可に係る運用指針」」参照)を実施したことによって、当該委託管理を実施したものと解してはならない。

(i) 記録管理

- a. 認定業務に係る記録の管理については、b.の場合を除き、自ら適切に実施すること。
- b. 記録の保管を委託する場合には、管理受託者に委託すること。この場合であっても、当該事業場は当該記録の保管が適切なものであることを自ら確認しなければならず、また、当該事業場の求めに応じ、必要な記録を管理受託者から速やかに入手できるものであること。

(j) 内部監査

内部監査を管理受託者に委託する場合であっても、当該監査の基準は当該事業場が自ら設定したものでなければならない。なお、この場合には、管理受託者が当該事業場に対して実施する整備作業の委託先監査をもって、認定事業場としての内部監査を実施したものと解してはならない。

(4) 整備作業及び確認の体制

当該事業場が実施する整備作業及び当該作業についての基準への適合性の確認に関する業務について、必要な能力を有している者が業務内容及び業務量に応じて適正に配置されていること。

(5) 業務規程

(a) 認定の限定

認定の限定として、1.(2)(a)及び(b)の要件を満たした航空運送事業者の航空機に限定する旨規定すること。また、作業の限定として、1.(2)(a)Ⅱ及び(b)Ⅱに規定する作業に限定する旨規定すること。

なお、これは当該作業よりも狭い範囲に限定することを妨げるものではない。

(b) 作業の実施方法

作業の実施方法の策定及び確認について、当該事業場と管理受託者の業務の内容及び責任が明確に規定されていること。

(c) 品質管理制度

品質管理の制度及び運用について、当該事業場と管理受託者の業務の内容及び責任が明確に規定されていること。

3. 整備業務を管理委託者に再委託しようとする管理受託者に関する基準

(1) 技術管理に関する体制

当該事業場が作業の実施方法を個別に設定又は変更する場合には、管理受託者の整

備規程に基づくマニュアルに明確に規定された範囲内である場合（作業手順書、技術指令等の発行又は変更を伴わないものに限る。）を除き、当該方法について管理受託者として承認する体制を有していること。

(2) 品質管理体制

当該事業場に対して、サーキュラーNo.4-004「整備規程審査要領及び整備規程審査実施要領細則」及びNo.2-001「事業場認定に関する一般方針」に準じた委託管理を行うものであること。ただし、当該事業場（管理委託者）が自社の航空機の整備を受託した場合は、その事業の用に供する航空機に対して整備作業を実施及び確認したことにより鑑み、管理受託者による航空機の領収検査は省略することができることする。

(3) 整備の方式、作業指示書の作成方法等の同等性の評価・維持に関する体制

当該事業場が1.(2)(b)による認定を受けようとする場合は、管理受託者は、管理委託者と他の航空運送事業者の航空機に対して設定する整備の方式、作業指示書の作成方法等が同等であることを確認するとともに、同等性が維持される仕組み・体制を構築すること。

附則

1. 本サーキュラーは平成19年2月7日から適用する。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（令和3年5月13日）

1. 本サーキュラーは、令和3年5月13日から適用する。

附則（令和3年7月30日）

1. 本サーキュラーは、令和4年6月18日から適用する。

附則（令和4年4月1日）

1. 本サーキュラーは、令和4年4月1日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部安全政策課航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661